

複写

許可番号第 6610032563 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府吹田市江坂町三丁目48番51号
氏名 株式会社マルサン
代表取締役 塩見 頼彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 橋下 徹



許可の年月日 平成26年9月2日
許可の有効年月日 平成31年9月1日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- | | | | |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1. 燃え殻 | 5. 廃アルカリ | 9. 動植物性残さ | 13. ばいじん |
| 2. 汚泥 | 6. 紙くず | 10. ゴムくず | |
| 3. 廃油 | 7. 木くず | 11. 金属くず | |
| 4. 廃酸 | 8. 繊維くず | 12. 鋳さい | |

石綿含有産業廃棄物を含む

以上 13 種類

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 1. 廃プラスチック類 | 2. ガラスくず | 3. がれき類 |
|-------------|----------|---------|

石綿含有産業廃棄物を含む

以上 3 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：大阪府此花区北港2丁目1番67号

(2) 面積：6.2 m²

(3) 保管上限：8 m³

(4) 積み上げ高さ：2.2 m

(5) 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年9月2日 当初許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無